

入札参加資格停止措置状況

対象業者	事由	資格停止期間
株式会社 竹中土木 東京都江東区新砂1丁目1番1号	西日本高速道路(株)から受注した「近畿自動車道久宝寺高架橋他7橋耐震補強工事」において、令和7年8月5日に発生した労働災害に関し、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたことについて、令和8年6月10日に羽曳野簡易裁判所から、同社社員が、労働安全衛生法違反により略式命令を受けた。 このことは、養老町建設工事請負契約に係る入札参加資格等措置要綱別表第2第6号「不正又は不誠実な行為」に該当するため、2カ月の資格停止を行う。	令和8年9月2日～ 令和8年11月1日（2カ月）